

5. 生徒の遠足・合宿・キャンプ・旅行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、本校生徒が学校行事以外で、遠足・合宿・キャンプ・旅行を行う場合において、その手続き、条件、その他必要事項を定める。

(遠足)

第2条 遠足については、次の手続きを経て許可を得る。

- (1) 原則として学級担任（副担任）、クラブ又は部顧問、その他の引率教諭のもとに行う。
- (2) 引率教諭のいない場合は、保護者の責任のもとで行い、学校長に届け出る。
- (3) 遠足を行う団体は次の書類を添付し、学校長の許可を得て行う。
 - ① 参加者全員の「保護者承諾書」
 - ② 安全計画書（日時、場所、連絡先を明記すること）
 - ③ 実施計画書
 - ④ 参加者名簿
 - ⑤ 引率する保護者の同意書

(合宿)

第3条 合宿については、次の手続きを経て許可を得る。

- (1) 原則として2泊3日以内とし、部顧問の引率のもとに基本的には学校で行う。
- (2) 参加する全員の「保護者承諾書」及び練習計画書を作成する。
- (3) 合宿の場所を明記し、安全計画書を立案する。
- (4) 合宿を行う部は次の書類を添付し、生徒指導部を通して学校長の許可を得て行う。
 - ① 参加者全員の「保護者承諾書」
 - ② 安全計画書（日時、場所、連絡先を明記すること）
 - ③ 実施練習計画書
 - ④ 参加者名簿

(キャンプ)

第4条 キャンプについては、次の手続きを経て許可を得る。

- (1) 原則として1泊2日以内とし、保護者が引率する。
- (2) 引率は生徒10人につき1人以上の割とする。原則として担任又は副担任の参加が望ましい。
- (3) キャンプを行う団体は次の書類を添付し、生徒指導部を通して学校長の許可を得て行う。
 - ① 参加者全員の「保護者承諾書」
 - ② 安全計画書（日時、場所、連絡先を明記すること）
 - ③ 実施練習計画書
 - ④ 参加者名簿
 - ⑤ 引率する保護者の同意書

(旅行)

第5条 旅行については、次の手続きを経て許可を得る。

- (1) 休業中における個人的な旅行は、ホームルーム担任を通じて校長に届け出て、保護者の責任と許可の下に行わせる。
- (2) 授業日や講座等が行われている期間における個人的な旅行は、ホームルーム担任を通じて校長の許可を得る。
- (3) ホームルーム担任は乗車(船)券の学割、出席に関すること等、問題点を存分に指導し、後日支障の無いように配慮すること。
- (4) 生徒の身分証明書や学割証等は事務部で発行する。

(手続きの時期)

第6条 遠足、キャンプ、旅行を実施しようとする生徒は、所定の手続きを遠足の場合は3日前、その他の場合は1週間前までに提出し、必要な手続きを完了しなければならない。ただし、長期の休業期間中に実施する場合は、指定された期日までに手続きを完了させるものとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月27日から施行する。